

○笠間市笠間焼販路開拓支援事業補助金交付要綱

令和5年3月31日

告示第166号

(目的)

第1条 この告示は、国の伝統的工芸品の認定を受けている笠間焼に携わる意欲ある作家・団体等が実施する販路開拓事業を支援し、地場産業である笠間焼の振興を図ることを目的として、予算の範囲内において笠間市笠間焼販路開拓支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、笠間市補助金等交付規則（平成18年笠間市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 海外販路開拓支援事業
- (2) 個展・販売会等出展支援事業
- (3) オープンアトリエ支援事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市税に未納のない者であって、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 海外販路開拓支援事業 笠間焼協同組合
- (2) 個展・販売会等出展支援事業 陶芸大学校を卒業し、市内に住所を有する笠間焼作家として、市内で独立開業した日から5年以内の者
- (3) オープンアトリエ支援事業 市内に住所を有する笠間焼作家又は笠間焼作家で構成された団体

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 海外販路開拓支援事業 海外において販売する笠間焼の輸送、PR活動等の費用

(2) 個展・販売会等出展支援事業 市内外のギャラリー、百貨店等で個展・販売会を開催するために要する費用

(3) オープンアトリエ支援事業 新たに市内の自宅工房等においてオープンアトリエを開催するために要する費用

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 海外販路開拓支援事業 当該事業経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。

(2) 個展・販売会等出展支援事業 当該事業経費の2分の1以内の額とし、10万円を限度とする。

(3) オープンアトリエ支援事業 当該事業経費の2分の1以内の額とし、30万円を限度とする。

2 前項において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、第1項第1号及び第2号においては同一年度につき1回に、同項第3号においては同一作家又は団体につき1回に限るものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は笠間市笠間焼販路開拓支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 海外販路開拓支援事業

ア 見積書の写し

イ 同意書（様式第1号の2）

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 個展・販売会等出展支援事業

ア 見積書の写し

イ 住民票の写し

ウ 同意書（様式第1号の2）

- エ 陶歴の分かる書類
- オ 会場計画平面図
- カ 開業届の写し
- キ その他市長が必要と認める書類

(3) オープンアトリエ支援事業

- ア イベントの概要を示した書類
- イ 見積書の写し又はイベントの予算書の写し
- ウ 同意書（様式第1号の2）
- エ その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、笠間市笠間焼販路開拓支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る申請内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、笠間市笠間焼販路開拓支援事業補助金変更、中止、廃止承認申請書（様式第3号）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更の承認等）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を笠間市笠間焼販路開拓支援事業補助金変更、中止、廃止承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（事前着手の禁止）

第10条 申請者は、第7条の規定による交付の決定の通知を受ける以前に、補助対象事業に着手してはならない。

2 補助事業者は、前条の規定による内容の変更承認の決定の通知を受ける以前に補助対象事業を変更し、又は着手してはならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助金に係る事業が完了したときは、速やかに笠間市笠間焼販路開拓支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1） 海外販路開拓支援事業

- ア 領収証の写し又は支払金額の分かるもの
- イ その他市長が必要と認める書類

（2） 個展・販売会等出展支援事業

- ア 領収証の写し又は支払金額の分かるもの
- イ 設置完了後の現場写真
- ウ その他市長が必要と認める書類

（3） オープンアトリエ支援事業

- ア 領収証の写し又は支払金額の分かるもの
- イ 実施した企画等の現場写真
- ウ その他市長が必要と認める書類

（交付の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、笠間市笠間焼販路開拓支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者（以下「事業完了者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、笠間市笠間焼販路開拓支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、事業完了者に対し速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者又は事業完了者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部

若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(3) その他補助金の交付の決定又は補助金の交付が不適當であると市長が認めるとき。

(関係書類の保存)

第16条 事業完了者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿その他の書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 市長は、事業完了者に対して、必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。

(財産処分の制限)

第17条 事業完了者は、当該決定に係る補助の対象となった施設等を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、除去し、又は担保に入れてはならない。

2 規則第24条のただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については同省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、これにより難しいときは、別に定めるところによる。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第15条、第16条及び第17条の規定は、なおその効力を有する。